

【事業者様向け】

令和6年能登半島地震の影響を受けた事業者様へ

「令和6年能登半島地震災害対策特別融資保証」

新制度

通称名：**県伴走(復興)**

R6.2.28取扱開始

返済据置期間

最大**5年**

金利5年間※

0 円

※6年目から年1%の
金利負担が発生します

保証料
無料

対象者

● 事業設備に係る**罹災証明書等**をお持ちの方

※法律に基づく激甚災害指定を受けた地域に事業所を有している必要があります
(野々市市、川北町を除く県内市町)

✓ 事業再建資金としてご利用ください

● **セーフティネット4号認定**をお持ちの方
(R6年能登半島地震に係るもの)

✓ 手元資金の補填にご利用ください

限度額 1億円(既存の伴走制度通算)

資金用途 設備・運転(借換利用不可)

期間 10年(据置5年)

本制度では、すでに保証枠に空きがない方でも、別枠(災害関連枠)をご利用いただけます。

詳しくは、石川県信用保証協会またはお取引金融機関さまへ
ご相談ください

令和6年能登半島地震で被災され、

今ある借入の返済にお悩みの方へ

返済軽減にかかる

リスケ保証料が無料になります

対象者：事業設備に係る
罹災証明書等をお持ちの方

※提出猶予可能

対象制度

- ゼロゼロ融資●伴走支援制度
- 改善サポート(感染症)

返済についてのご相談は、お取引先金融機関さまにご相談ください

よくある質問

Q.事業再建資金で制度を利用する際の注意点とはなんですか

災害関連枠の資金使途は「事業再建資金」に限られます。

< 運転資金の例 >

①災害により失った商品購入資金 ②仮店舗開設資金 ③店舗・倉庫等の倒壊による商品移動運搬費 ④店舗・倉庫等の移転費用 ⑤倒壊店舗・倉庫等の撤去費用 ⑥諸経費支払いとして用意していた資金を事業再建のために使用したために枯渇した場合における補填資金

< 設備資金の例 >

①店舗・工場等の修繕・再建資金 ②設備・機械等の修理・買替え資金

【お問い合わせ先】

お電話でのご相談

- ・ 事業部 保証課 **076-222-1522**
- ・ 経営支援課 **076-222-1550**

WEBでのご相談

